

競技会参加時の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する 注意事項および契約事項

1. 水泳競技会における感染拡大予防ガイドラインおよび大会主催者の指導や指示を厳守し、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に努めること。ガイドラインおよび注意事項に違反した者または団体は出場停止の上、退場処分とする。
2. 大会初日の10日前以内に新型コロナウイルス感染の疑いや発熱などの症状が認められる者の参加を中止すること。また、登録団体は所属選手およびスタッフの健康状態を必ず確認すること。
3. 大会初日の10日前以内にチーム（クラブ）の中から新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、練習場所および練習時間を同じくする者の参加を中止すること。
4. 競技会会場への入場に必要書類等は正確に記入すること。引率責任者は所属選手およびスタッフ全員の書類について不備がないか確認すること。不備がある場合は入場を許可しない。また、記載事項に虚偽があった場合は当該団体の出場を禁止し厳重に処分する。
5. 主催者から競技会への欠場要請があった場合はそれに従うこと。
6. 競技会後10日以内に新型コロナウイルスに感染またはその疑いが生じた場合は、速やかに主催者に報告すること。
7. 感染症拡散防止の目的で保健所ならびに関係機関に健康管理表に記載の個人情報が提供される場合がある。

大会参加にあたっての同意事項について

- (1) 水泳競技会における感染拡大予防ガイドラインおよび大会主催者の指導や指示を順守し、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に努めること。ガイドラインに従わない場合、系の指示に従わない場合は退場処分とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染の疑いや発熱などの症状が認められる場合には参加を辞退すること。また、主催者から大会への参加辞退要請があった場合はそれに従うこと。
- (3) 大会後14日以内に新型コロナウイルスに感染またはその疑いが生じた場合は、速やかに主催者に報告すること。
- (4) 大会期間中に発生した事故・傷病・感染症は、自己または保護者の責任において対処すること。
- (5) 大会会場内のみならず、往復の移動や日常生活においても感染予防に努めること。
- (6) 感染症拡散防止の目的で保健所ならびに関係機関に健康管理表に記載の個人情報が提供される場合がある。
- (7) 悪天候・自然災害または感染症流行等により大会が中止になった場合および自己または主催者の判断で出場取消しとなった場合でも申込金は返金しない。
- (8) 公益財団法人日本水泳連盟および公営財団法人東京都水泳協会が定める規則等を遵守すること。